

1 探偵業を営もうとする方

探偵業務を開始しようとする日の

前日まで

に公安委員会(警察署経由)へ届出をしなければならない。

探偵業者

※ 営業所ごとの届出となります。

※ 公安委員会から交付された探偵業届出証明書は、営業所の見やすい場所に掲示してください。

届出書類等

- 1 探偵業開始届出書(別記様式第1号)
- 2 手数料 3,600円(収入印紙不可)
- 3 添付書類

(1) 個人

- 1 履歴書
- 2 住民票の写し
(本籍記載のもの、外国人は外国人登録原票の写し)
- 3 誓約書
(法第3条第1号から第5号に該当しないことを誓約する書面)
- 4 登記されていないことの証明書(法務局発行)
- 5 身分証明書(市区町村発行)
- 6 申請者が未成年である場合は、次の区分に応じた書類
(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く)
 - 1 探偵業に関し営業の許可を受けている未成年者
 - (1) 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面
 - (2) 当該営業の許可を受けていることを証する書面
 - 2 探偵業に関し営業の許可を受けていない未成年者
法定代理人に係る「•1」から「•5」までに掲げる書類

(2) 法人

- 1 定款の謄本
- 2 登記事項証明書(法務局発行)
- 3 すべての役員に係る次の書類
 - 1 履歴書
 - 2 住民票の写し
(本籍記載のもの、外国人は外国人登録原票の写し)
 - 3 登記されていないことの証明書(法務局発行)
 - 4 身分証明書(市区町村発行)
 - 5 誓約書
(法第3条第1号から第4号に該当しないことを誓約する書面)

探偵業届出証明書交付

開始届出

東京都公安委員会

(営業所の所在地の所轄警察署長(生活安全課防犯係)を経由して届出)